

那賀町上流ケーブルテレビインターネットサービス契約約款

那賀町(以下「甲」という。)が設置する那賀町上流ケーブルテレビ施設により、インターネットサービスを受けようとする者または受ける者(以下「乙」という。)は、那賀町上流ケーブルテレビインターネットサービス契約約款(以下「約款」という。)に従い、インターネットサービスの提供を受けるものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第1条 那賀町上流ケーブルテレビは、ケーブルインターネットサービス契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、那賀町上流ケーブルテレビ、提携事業者又は協定事業者の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の那賀町上流ケーブルテレビの契約約款等、提携事業者又は協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、ケーブルインターネットサービス契約者に係る情報を那賀町上流ケーブルテレビの業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(約款の適用)

第2条 甲は、約款に従い、インターネットサービスを提供いたします。

(約款の変更)

第3条 甲は、乙の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
(1)インターネットサービス	主としてデータ通信の用に供することを目的として、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信設備を用いて那賀町上流ケーブルテレビが行う電気通信サービス
(2)オプションサービス	インターネットサービスのうち、メール容量の追加等インターネットサービスに付加されるサービス
(3)使用料等	インターネットサービスを使用する場合に発生する料金(設定費用及びオプションサービスに関する費用を含む。)
(4)ユーザーID等	インターネットサービスの提供に際し、甲が乙に対し付与する個人情報

(インターネットサービス提供の単位)

第5条 インターネットサービスの申込は、乙が那賀町上流ケーブルテレビに加入している方を対象とします。

(インターネットサービスの種類及び内容)

第6条 甲が提供するインターネットサービスの種類と内容は、別表1に規定するとおりとします。

(申込・承認)

第7条 インターネットサービスの申込は、那賀町上流ケーブルテレビインターネットサービスに関する規則第4条に規定する様式により行うものとします。

2 前項の申込後、町長に承認されたときは、承認書を交付します。なお、この時インターネットサービスを使用する上で必要となる、ユーザーID等の情報も合わせて通知します。

(使用料等)

- 第8条 乙は、インターネットサービスの利用が可能となった月より、使用料等の適用優先順位に従って、使用料等を納付するものとします。ただし、この場合、使用料等の算出は月単位とします。
- 2 使用料等の納期限は毎月25日とし、那賀町上流ケーブルテレビ基本使用料と合わせて納付するものとします。
 - 3 インターネットサービス解約時の使用料等については、解約する月の20日までに解約を届け出たときは、その月の月末日を解約日とし、その月の使用料等まで納付するものとします。ただし、解約する月の20日を超えて解約を届け出たときは、その月の翌月末日を解約日とし、解約を届け出た月の使用料に翌月分の使用料等を合わせて納付するものとします。
 - 4 別表第1のサービス番号4及び5の初期設定費用等は、初回使用料と合わせて納付するものとします。
 - 5 第23条の各号に該当する事由により、インターネットサービスの提供を中止しても、使用料等は減額しないものとします。

(設備の所有及び費用負担)

第9条 甲が設置し所有する設備(告知放送端末等)を除き、インターネットサービスを受けるための設備は、乙の負担となります。

(設備の管理及び変更)

第10条 設備の管理は、宅内設備に係るものについては、乙が管理するものとし、それ以外のものについては、甲の管理とします。この場合、乙は宅内設備の善良な管理に努め、宅内設備の改造等はないものとします。

(地位の承継)

- 第11条 乙において、相続及び法人の合併または分割があったときは、相続人及び合併後相続する法人若しくは、合併により設立された法人または分割によりインターネットサービスの提供に係る承認の全部を承継した法人は、甲の承認に基づく地位を承継するものとします。
- 2 前項の規定により乙が地位を承継したときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出るものとします。

(譲渡の禁止)

第12条 乙は、インターネットサービスの提供を受ける権利を前条に規定される場合以外は、譲渡することが出来ないものとします。

(解約等)

- 第13条 乙がインターネットサービスを解約するときは、那賀町上流ケーブルテレビインターネットサービスに関する規則第7条に規定する様式により、届出するものとします。また、オプションサービスについても、これと同時に解約されるものとします。
- 2 使用料等に未納金があるときは、届出と同時にこれを納付するものとします。
 - 3 前項の規定により解約するときは、その月の20日(休日の場合は翌日)までに届け出るものとします。

(インターネットサービスの休止)

第14条 乙の申し出によるインターネットサービスの休止は、出来ないものとします。

(禁止行為)

第15条 乙が、次に掲げる行為を行うことを禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 第三者に損害または不利益を与える行為(著作権の侵害等を含む。)
- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) インターネットサービスに損害または不利益を与える行為
- (5) インターネットサービス提供の単位を超えて設備を構築する行為
- (6) その他、法令に違反または違反する恐れがある行為

(他のネットワークとの通信)

第16条 乙が、インターネットサービスのネットワークを介して他のネットワークと通信する場合においては、本規則並びに通過するすべてのネットワークの規約等を厳守するものとします。

(ユーザーID等の管理責任)

第17条 乙は、ユーザーID等を第三者に使用させたり、売買、名義変更、質入等を禁止します。また、乙はユーザーID等の管理責任を持つものとし、窃用または窃用される可能性のあることが判明した場合は、直ちに甲に連絡するとともに、甲の指示がある場合は、これに従うものとします。

(自己責任)

第18条 乙は、あらゆる情報を受発信する上で、国内外を問わず、さまざまな表現や活動が出来ますが、その行為や結果については、行為を行ったか否かを問わず、すべて自己責任を負うものとします。また、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決し、甲は一切の責任を負わないものとします。

(インターネットサービス提供の停止)

第19条 甲は、乙が次の各号に該当する行為を行ったときは、6ヶ月以内で甲が定める期間、インターネットサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 那賀町上流ケーブルテレビ施設条例及び那賀町上流ケーブルテレビインターネットサービスに関する規則に違反したとき
 - (2) インターネットサービスを直接または間接に使用するものが、当該インターネットサービスに対し、重大な支障を与える態様において使用したとき
 - (3) その他、前各号に類する行為を行ったとき
- 2 甲は、前項の規定によりインターネットサービスの提供を停止したとしても、使用料等の減額及び免除はしないものとします。

(インターネットサービス使用承認の取消)

第20条 甲は、乙が次の各号に該当する行為を行ったときは、インターネットサービス使用の承認を取り消すことがあります。

- (1) インターネット契約者が、インターネットサービス提供の停止期間中に、その事由が解消されないとき
 - (2) インターネット契約者が、3月以上にわたり使用料等を納付しないとき
 - (3) 那賀町上流ケーブルテレビの加入の承認を取り消されたとき
 - (4) その他、公益確保のため特に必要があるとき
- 2 甲は、前項の規定により乙が損害を受けたとしても、その責めを負わないものとします。

(延滞金)

第21条 乙が、納入すべき使用料等を納期限までに納入しないときは、甲は、期日を指定して督促状により督促します。

2 乙が前項の期日を過ぎても納付しないときは、その期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を納入すべき使用料等に加算します。

3 乙が第1項の督促を受けた場合は、督促状1通につき、100円の督促手数料を納入すべき使用料等と合わせて納付するものとします。

(端数処理)

第22条 甲は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(インターネットサービスの中止)

第23条 甲は、次の各号に掲げる事由が発生した場合は、インターネットサービスの提供を中止することがあります。

- (1) インターネットサービスを提供する設備の保守上または工事上やむを得ない事由があるとき
- (2) 第1種通信事業者の都合により、インターネットサービスの提供に係る回線が使用不能となったとき

- (3) 接続される他のインターネット事業者の都合により、インターネットサービスの提供が不能となったとき
 (4) その他、前各号に類する事由が発生した場合
 2 前項の規定により、乙が損害を受けても、甲はその責めを負わないものとします。

(インターネットサービスの廃止)

- 第24条 甲は、やむを得ない事由により特定のインターネットサービスの廃止をすることが出来るものとするが、廃止されるインターネットサービスを受けている乙に対し、前もって通知しなければならない。
 2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちにインターネットサービスの変更または解約の手続きをしなければならないものとします。
 3 甲は、インターネットサービスの廃止に伴う、乙の損害については賠償しないものとします。

(通信秘密の保持)

- 第25条 甲は、インターネットサービスを提供するにあたり、知り得た乙の情報等を保持するものとします。ただし、インターネットサービス提供に係る関連契約事業者に対して、秘密の保持を確約させた上で工事等に必要情報を提供することができるものとします。

(免責事項)

- 第26条 甲は、乙がインターネットの使用に関し、いかなる損害を被った場合でも、何ら責任を負わないものとします。

(その他の事項)

- 第27条 この約款及び那賀町上流ケーブルテレビ施設条例(関係規則を含む。)に定めなき事項または疑義が生じた事項は、甲・乙誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

附則

- ・この約款は、平成16年4月1日より効力を発するものとします。
- ・変更後のこの約款は、平成17年4月1日より効力を発するものとします。
- ・変更後のこの約款は、平成18年4月1日より効力を発するものとします。

(別表1)

番号	インターネットサービス内容	使用料等	適用優先順位	オプションサービス
1	3Mbps	月額使用料 2,100円	3	別に定める
2	10Mbps	月額使用料 3,150円	2	
3	16Mbps	月額使用料 4,200円	1	
4	Myドメイン (10Mbps)	月額使用料 15,960円 初期設定費用 13,650円		
5	Myサーバ (10Mbps)	月額使用料 15,960円 初期設定費用 13,650円		